

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 六月 三十日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はたの循環器クリニック	秋田市横森三丁目一―九	令和七年七月十六日
うちやま眼科医院	秋田市土崎港東三丁目二番二四号	令和七年七月二日
AdeBクリニック	秋田市中通一丁目四番三号エリアなかいち一 F	令和七年七月一日
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼二一番地	令和七年七月二十五日
すずき皮膚科クリニック	横手市駅前町一〇番一〇号	令和七年七月十九日
大曲こどもクリニック	大仙市大花町一四番七号	令和七年七月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年六月三十日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐野薬局 将軍野店	秋田市将軍野南五丁目一二番三一号	令和七年七月一日
高橋薬局	横手市駅前町一一―三〇	令和七年七月三日